

【会議録（要点筆記）】

会 議 名	平成 28 年度 第 1 回 鹿屋市男女共同参画審議会
場 所	601・602 会議室
日 時	平成 28 年 9 月 30 日（金） 13:30～15:20
出 席 者	<p>【委員】（委員 13 名、欠席 3 名） 敬称略 森克己、田中修一、藤田正弘、大宮司由美子、夏迫昭人、寺園さつき、鶴丸映子、飯澤貴志、齋藤鈴子、柿本和範、加藤順子、永山美鈴、原田すず子</p> <p>【市】 原口副市長、四元市民生活部長、内倉市民課長、上園男女共同参画推進室長、的場男女共同参画推進室次長、平野主任主事（事務局）</p>
会次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 副市長あいさつ 3 委員紹介 4 会長・副会長選出 5 会長あいさつ 6 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画及び女性の活躍推進に向けた課題、取組のあり方について (2) その他 7 閉会

【協議における主な意見等】

発言者	主な意見等
事務局	<p><会長・副会長選出></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>委員の互選により、会長に森委員、副会長に齋藤委員を選任</p> </div> <p><議事></p> <p>(1) 「男女共同参画及び女性の活躍推進に向けた課題、取組のあり方について」</p> <p>【資料説明】</p>
会長（議長）	<p>国が目指す男女共同参画社会、市のプランに基づく各種取組などについて説明があったが、男女共同参画の推進という観点から、委員が現状をどのように感じているか、また、どういった部分を更に充実すべきかなど、ご意見をいただきたい。</p>
委員	<p>福祉分野の職場で働いているが、子育て中の女性はパートや時間短縮</p>

委員	<p>をしながら勤務している。正職員になることもできるが、子育て中は難しいようである。働き方について、子育ての状況によっていろいろ要望がある。</p> <p>女性の育児休業給付制度の利用は、ほぼ 100%であるが、男性の利用は進んでいない。育児休業については、徐々に制度は浸透しつつあり、医療・福祉の分野等で制度の活用が進んでいる。これからの少子高齢化社会に対応するためにも、事業所は福利厚生に関する各種制度の導入を図っていくべきである。</p>
委員	<p>妊娠・出産・育児へと切れ目のない支援が、鹿屋市では充実してきていると感じる。保育施設の不足も解消してきているのではないかと感じる。転勤してきた方々などはファミリーサポートセンターを活用しているようである。しかし、父親の長時間労働により、母親が一人で悩みながら初めての子育てをしている状況もある。父親は子育てをしたくてもできないのではないかと感じる。</p> <p>また、妊産婦の周囲にいる人たちが精神的なストレスを与えている場合もある。様々なストレスが産後うつや子どもへの虐待につながる危険性もある。姑や舅に対する「孫育て教室」などがあってもいいのではないかと感じる。</p>
会長	<p>次に、今年度実施された事業所アンケートの結果について、職業生活における女性の活躍という観点から、現状で感じておられることや、その推進に向けて市としてどういった取組をしていってほしいか、ご意見をいただきたい。</p>
事務局	<p>【資料説明】</p>
委員	<p>【国の機関の立場から補足説明（以下の2委員）】</p> <p>労働時間について、非正規は短い、正規社員、特に管理職は非常に長時間労働となっている。実際にどれだけ時間外をしているか把握できない状況もあり、その是正は難しい。</p> <p>人手不足で悪循環に陥り、労働時間の是正が図られない事業所もある。事業主が、これまでの長時間労働ありきの考え方を変えて、いかに少ない時間で生産性を上げるか、無駄を省くかを考えてもらう必要がある。</p> <p>厚労省の労働時間の見直しガイドラインでは、①労働者の多様な事情に応じた弾力的な労働時間の運用、②年休を取得しやすい環境を整えること、③時間外労働の削減の3点がワークライフバランス推進の主な取組事項として挙げられている。</p> <p>アンケート結果から、①の弾力的な運用については「短時間勤務制度」</p>

	<p>「始業・終業時刻の繰り下げ」等、②の年休取得については「時間単位の有給休暇制度」や「代替要員の確保」、③の時間外勤務の縮減については「育児のための所定外労働の免除」や「ノー残業デイ」が有効だが、取組状況は低く、もう少し活用してもらいたい。</p> <p>いくら制度としてやっても、事業主と働いている方が「働き方」への意識を変えてもらわないと進まない。それぞれの事情に応じた働き方を選択できることがこれからは求められており、そういった啓発活動を地道にやっていく必要があると感じている。</p> <p>子どもが1歳になるまでは、雇用保険の中から育児休業給付金が支給される。基本的には育児休業は対象者が書面で申出をすれば、与えないといけない。労災と違い、給付金を受給したからといって、事業者の雇用保険料率が上がるというようなことはないので、困った時は労働局やハローワークへ相談してもらいたい。</p> <p>介護休業給付金の支給額が今年8月から引き上げられた。また、これまで介護休業は年1回の取得だったが、来年の1月からは年3回まで取得できるようになる予定である。</p> <p>育児休業給付金の実質的な受給者は平成27年度で260人である。介護休業給付金は19人という実績で、受給は伸びていない。</p>
委員	<p>子どもが1歳になるまでは、雇用保険の中から育児休業給付金が支給される。基本的には育児休業は対象者が書面で申出をすれば、与えないといけない。労災と違い、給付金を受給したからといって、事業者の雇用保険料率が上がるというようなことはないので、困った時は労働局やハローワークへ相談してもらいたい。</p> <p>介護休業給付金の支給額が今年8月から引き上げられた。また、これまで介護休業は年1回の取得だったが、来年の1月からは年3回まで取得できるようになる予定である。</p> <p>育児休業給付金の実質的な受給者は平成27年度で260人である。介護休業給付金は19人という実績で、受給は伸びていない。</p>
会長	<p>補足説明なども踏まえ、委員が現状で感じていることや、市としてどういったことに取り組んでいってもらいたいかな等、ご意見をいただきたい。</p>
委員	<p>国に何かをしてほしいと要望等する以前に、まずは身近な性別による固定的役割分担意識について個人レベルからの改善が必要である。</p>
委員	<p>女性が仕事を一生懸命するのはいいが、近所づきあいもなくなり、地域での相談相手もいなくなる。今後人口が減少していく中で、なおのこと将来が不安。女性が働く上で子育てを支援し、地域の輪を大事にしていけるようにしてもらいたい。</p>
委員	<p>人権相談で人権問題の相談は少ないが、人権侵害であるセクハラ問題は潜在的に存在することがわかった。潜在化させず、相談していただけるようにしていきたい。</p>
会長	<p>男性の長時間労働や性別役割分担意識は依然として問題であり、今後も働きやすい環境づくりに向けた改善が必要である。今回の意見については、今後の市の施策検討に際して活かしていきたい。</p>
	<p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の審議会日程について